

区域外就学の承認基準及び添付書類等

【 区域外就学承認基準 】

	事 由		適用学年	期 間	添付書類等
1	転居	(1) 小学校 6 年及び中学校 3 年のうち、学校教育法施行令第 29 条に規定する第 1 学期以降に転学するもので、卒業まで就学を希望する場合	小学校 6 年 中学校 3 年	学年末又は 学期末まで	○住民票の写し（世帯全員）
		(2) (1)に規定する学年を除き、学期途中に転学する者で、学期末までの就学を希望する場合	全学年	指定期日まで	
		(3) 家屋の新築等により転居が予定され、予定地の学区の学校に就学を希望する場合	全学年	指定期日まで	○住民票の写し（世帯全員） ○転居先証明書類
2	家庭環境	各種災害又は離婚等による家庭環境上の事情から特に教育的配慮が必要と認められる場合	全学年	指定期日まで	○住民票の写し（世帯全員） ○り災証明書又は被災証明書
3	身体的理由	身体的な理由（病弱・障害等）により指定校への通学に支障がある場合	全学年	指定期日まで	○住民票の写し（世帯全員） ○医師の診断書等
4	教育的配慮	いじめや非行等により学校長から具申が出され、特に教育的配慮が必要と認められる場合	全学年	指定期日まで	○住民票の写し（世帯全員） ○学校長の所見
5	その他	上記 1～4 以外の事由により、教育委員会において特に必要と認められる場合	全学年	指定期日まで	○住民票の写し（世帯全員） ○その他教育委員会が指定する書類

※いずれも、児童・生徒の通学方法は、保護者の責任によるものとなります。